

岐阜県公報

号外(三) 令和七年一月二十四日

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

告示

岐阜県告示第三十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 二・(エチルアミノ)・二・(二・フルオロフェニル)シクロヘキサン・一・オン及びその塩類
(通称 二・F・NENDCK、二・F・二・OXO・PCE、二・FXE、二・fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine)
- 2 二・(四・メトキシフェニル)メチル・五・ニトロ・一・(二・ピロリジン・一・イル)エチル・一・H・ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類
(通称 Metonitazepyrne、N-Pyrrolidino Metonitazene)
- 3 (八R)・六・アリル・一・(シクロプロパンカルボニル)・N・N・ジエチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド及びその塩類
(通称 一・CP・AL・LAD)
- 4 (八R)・一・(シクロプロパンカルボニル)・N・メチル・N・(プロパン・二・イル)・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド及びその塩類

